

## 操縦に2人を要する飛行機に係る実地試験時の着席位置について

操縦に2人を要する飛行機に係る実地試験については、原則として左席を主たる操縦を担当する機長席(以下「機長席」とする。)、右席を副操縦士席として実施するが、これによらない場合の基準は以下のとおりとする。

### 1. 対象となる課程

対象となる課程は、航空運送事業者が定める「操縦に2人を要する飛行機」に係る定期運送用操縦士、事業用操縦士及び准定期運送用操縦士の型式限定についての課程とする

### 2. 受験対象者

受験者は、航空運送事業者に所属する操縦士とする。なお、右席を機長席とする場合は副操縦士予定者に限る。また、技能証明の異なる受験者の組み合わせにより実地試験を実施できることとする。

### 3. 使用する機材の要件

実地試験に使用する機材の装備及び装置は、右席を機長席又は左席を副操縦士席として操縦士実地試験実施細則(平成10年国空乗第2039号)に定める科目を実施できるものであること

### 4. 運航手順

右席を機長席又は左席を副操縦士席として運航するために必要な手順等が定められていること。地上の特定のフェーズにおいて機長席が入れ替わる運航手順である場合は、左右それぞれの着席位置により実地試験を実施すること。

### 5. 手順の検証

首席航空従事者試験官は、使用する機材の要件及び運航手順等に関して必要に応じ実地に検証し、課程ごとに承認するものとする。ただし、既に承認を受けている課程と同じ型式に係る課程について申請が行われる場合は当該検証を省略して承認することができるものとする。

### 6. その他

「航空従事者技能証明実地試験の右席での受験について」(平成14年国空乗第2003号)は廃止する。なお当該通達において右席での受験が承認されている課程については、本通達により承認された課程とみなす。

附則（令和3年10月4日付け国空航第1517号）

この要領は、令和3年11月1日から施行する。